

証券コード 4901

平成21年6月26日

株主の皆様へ

東京都港区西麻布二丁目26番30号
富士フィルムホールディングス株式会社
代表取締役社長 古森重隆

第113回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本日開催の当社第113回定時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご報告申し上げます。

敬 具

記

第1号議案 剰余金処分の件

原案どおり承認可決され、期末配当金は当社普通株式1株当たり12円50銭と決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

原案どおり承認可決されました。

第3号議案 取締役8名選任の件

古森重隆、高橋俊雄、佐々木格、山本忠人、岡村信興、北山禎介、戸田雄三及び井上伸昭の各氏が選任されました。
なお、北山禎介氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

河村利光氏が選任されました。

第5号議案 取締役に対し退職慰労金贈呈の件

池上眞平氏に対し、当社所定の基準に基づき、25,600,000円を限度として退職慰労金を贈呈することとし、贈呈する具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任することに承認可決されました。

また、本総会終結の時をもって役員に対する退職慰労金制度を廃止し、古森重隆、高橋俊雄、佐々木格、山本忠人及び岡村信興の各氏に対し、当社所定の基準に基づき、その就任から退職慰労金制度廃止日までの期間につき、総額567,360,000円を限度として退職慰労金を退任時に一括して贈呈することとし、贈呈する具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任することに承認可決されました。

第6号議案 監査役に対し退職慰労金贈呈の件
三木正弘氏に対し、当社所定の基準に基づき、24,000,000円を限度として退職慰労金を贈呈することとし、贈呈する具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議に一任することに承認可決されました。
また、本総会終結の時をもって役員に対する退職慰労金制度を廃止し、三枝宏氏に対し、当社所定の基準に基づき、その就任から退職慰労金制度廃止日までの期間につき、15,800,000円を限度として退職慰労金を退任時に一括して贈呈することとし、贈呈する具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

第7号議案 取締役に対しストックオプションによる報酬支給の件
原案どおり承認可決されました。

以上の決議のほかに、第113期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果、並びに第113期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容が本総会において報告されました。

なお、当社ホームページ（<http://www.fujifilmholdings.com>）に本総会の招集通知が掲載されておりますので、今回決議された議案につきましては、そちらをご参照下さい。

以 上

配当金のお支払いについて

第113期期末配当金は、当社普通株式1株当たり12円50銭と決定いたしましたので、同封の「第113期期末配当金領収証」によりお受け取り下さい。

また、口座振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方は、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれご確認下さい。